

## 令和5年度第1回大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会 議事録

日時:令和6年2月13日(火) 午後2時から午後4時まで

場所:大阪府教育会館たかつガーデン2階 コスモス

### 出席委員:

石井 裕臣	吹田市 障がい福祉室 参事
伊藤 裕一	大阪労働局 雇用環境・均等部指導課 統括労働紛争調整官
大崎 年史	社会福祉法人四幸舎和会 理事長
多田 修	株式会社マルモット 代表取締役
◎津田 耕一	学校法人玉手山学園 関西福祉科学大学 教授
寺田 一男	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長
野村 理恵	大阪府小学校長会 研修部 副部長
原田 徹	社会福祉士
東野 弓子	社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 理事
藤原 直臣	忠岡町 地域福祉課 課長
松尾 洋輔	弁護士
山本 美世子	公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会 理事
横田 寛功	大阪府警察本部 生活安全部 生活安全総務課 人身安全対策室 情報担当補佐課長補佐

◎ 部会長

○事務局

会議の開会に先立ち、事務局を代表しまして、大阪府障がい福祉企画課長よりごあいさつ申し上げます。

○事務局

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課長でございます。開会にあたりまして、一言ごあいさつさせていただきます。委員の皆さま方には、お忙しいところ当部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、本府の障がい福祉行政の推進に格別のご理解とご協力をいただき、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

平成**24**年**10**月に、障害者虐待防止法が施行され**10**年以上が経ちました。本府におきましても、市町村や各関係機関の皆さまと連携し、虐待防止の体制整備や広報・啓発活動などに取り組んできたところでございます。

法施行後の大阪府内における虐待の対応状況につきましては、養護者による虐待・施設従事者等による虐待の通報件数・認定件数ともに、例年、全国最多の層に属する状態が続いております。通報件数が多いことにつきましては、府民の皆さまの障がい者虐待に対する意識の高さの表れでもあると感じております。また、市町村、警察、労働局など、関係機関が連携して対応した結果、認定件数も多くなっているのだと考えております。しかし、多くの虐待が発生しているという事実は重く受け止めまして、今後、一層の虐待対応力の向上と、虐待事案の未然防止に取り組んでいかなければならないと考えております。

本日は、大阪府の障がい者虐待の取組みの現状等についてご報告申し上げます。また、大阪府における虐待対応力の向上や、虐待防止ネットワークの整備のため、委員の皆さま方には、忌憚(きたん)のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。私からのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

本日は、**13**名の委員にご出席いただいております。当部会運営要綱の第5条第2項の規定により、出席委員が過半数に達しており、会議が有効に成立していますことをご報告いたします。

委員の皆さまにつきましては、後ほど、各関係機関の取組状況についてご報告いただきますが、お名前、ご所属等は、資料にあります名簿・配席図においてご確認ください。

また、本日は、市町村における障がい者虐待の取組みをご報告いただく守口市の担当者さまと、オブザーバーとして、その他、市町村の皆さまにお越しいただいております。それでは、議事に移ります前にお手元の資料の確認をお願いします。なお、本日、守口市の資料の一部に挟み漏れがございましたので、ただ今から事務局よりお配りさせていただきます。

それでは、資料の確認をいたします。「次第」、「大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会運営要綱」、「委員名簿」、「配席図」、「資料1」、「資料2-1」、「資料2-2」、「資料3」、そして、ただ今お配りしました資料になります。不足している資料はございませんか。

それでは、障がい者虐待防止推進部会運営要綱に基づき、本部会を運営してまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、本部会につきましては、会議の趣旨を踏まえ、会議の公開に関する指針の趣旨に基づき、公開で実施することとします。また、本日は、傍聴の方がいらっしゃいますので、個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合には、一部非公開ということで、傍聴の方にご退席いただくこととなりますので委員の皆さまで、プライバシーに関わるご発言をされる場合には、事前に事務局へお申出くださいますようお願いいたします。

続いて、本日の各議題と、その所要時間をあらかじめお伝えさせていただきます。まず、大阪府から、議題1「大阪府における障がい者虐待防止の取組みについて」、次に、議題2「令和4年度大阪府内における障がい者虐待の対応状況について」を報告し、委員の皆さまからの意見等を含めて**14時45分**までといたします。次に、議題3「市町村における障がい者虐待防止の取組み」として、守口市の取組みを報告し、**15時5分**まで議論いただきます。そして、最後、議題4「各関係機関の取組み状況等について」です。各関係機関での取組みを報告いただき、その後、意見交換していただければと存じます。各関係機関の取組みについては **16時**までとし、それ以降の延長は行わないことをご報告いたします。

それでは、ここからの進行は部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

#### ○部会長

では、改めまして、みなさん、こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、限られた時間ですので、円滑に進めていただきたいと思います。まず、当部会運営要綱の規定に基づき、「部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会委員が、その職務を代理する」となっております。代理につきましては、大崎委員にお願いしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

#### ○各委員

(異議なし)

#### ○部会長

ありがとうございます。では、大崎委員、私に何かあったときはよろしくお願いいたします。職場でもこんな話ばかりしているのですけれども。では、お手元の次第に沿って議事を進めてまいります。本部会は、障害者虐待防止法第**39**条に基づき、関係機関との連携協力体制を整備するために設置されています。また、本日の部会でいただいたご意見等につきましては、各機関における活動や施策の推進などに活用いただきたいと思います。

まず、議題1「大阪府及び市町村における障がい者虐待防止の取組みについて」から始めます。事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局

大阪府障がい福祉企画課権利擁護グループです。資料1をご覧ください。今回の部会は、市の

取組みとして報告いただく守口市や、委員の皆さまの各関係機関での取組み報告、また、協議の時間を中心にしたいと考え、事前に委員の皆さまと資料は共有させていただいておりますので、資料1については、今年度に力を入れた取組みを中心に説明させていただきます。

スライド1・スライド2には、令和5年度の大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取組みをまとめており、スライドの左側には目的として、スライド1には、「1. 市町村の虐待対応力の向上」、「2. 障がい福祉サービス事業所の虐待防止」、スライド2には、「3. 関係機関との連携」と、「4. 虐待防止に係る広報・啓発」とテーマを大きく四つに分けています。

府が主催する障がい者虐待防止・権利擁護研修は、市町村職員向けとして新任者向け・管理職員向け・現任者向けと、事業所職員向けの研修を行っており、今年度の演習については、すべて集合形式で実施しました。そのなかでも、特に市町村の現任者向けの研修に力を入れてまいりました。

スライド3をご覧ください。現任者向けの研修では、府内圏域を三つに分けて3日程で研修を実施し、演習当日は、性暴力救援センター・大阪 **SACHICO** の理事・運営委員である山口大学大学院医学系研究科法医学講座教授による、「法医学の視点からの性的虐待等の対応」の講義を **Zoom** でライブ配信しました。事例検討では、養護者虐待と施設従事者虐待の事例を用意し、各市町村の対応をグループで発表してもらい、参考となる対応や、足りない点について、気づきを得てもらうことを狙いとしていました。また、当部会の委員である弁護士の委員と、社会福祉士の委員を講師として招き、それぞれの立場から虐待対応に対する助言をしていただき、現任職員に対する対応力の向上を図りました。

スライド4・5には、令和5年度の研修についての実績をまとめており、スライド4は市町村職員向けの研修実績、スライド5は事業所向けの研修実績となります。

スライド6は、施設従事者等による虐待の対応についてです。下表は、東京都、大阪府、全国の状況について、それぞれの事業所数に占める虐待件数から虐待の発生率を算出したものです。大阪府だけでなく、全国的に増加傾向にあります。

スライド7をご覧ください。昨年度、当部会で報告し、今年度から立ち上げた専門委員会についてです。大阪府に指導権限のある8市1町の障がい福祉サービス事業所等で、重大な従事者虐待事案が発生した際に専門委員会を立ち上げ、府が指導するにあたり、助言等をもらうという流れになります。構成員は、当部会の部会長、弁護士、社会福祉士の3名になります。なお、今年度対象事案はありませんでした。

スライド8をご覧ください。使用者虐待の対応スキームについてです。厚生労働省のスキームとは異なり、大阪方式では、市町村、大阪府、大阪労働局が連携して事実確認や調査等を行い、そのうえで、大阪労働局において、関係法令に基づく指導等が行われるようにしています。なお、今年度は全市町村を対象とした拡大版実務者連絡会議も実施しました。

スライド9をご覧ください。専門性強化事業についてです。市町村が対応に悩む事案について、大阪弁護士会と大阪社会福祉士会の両会による専門職チームを派遣し、助言する事業を実施しています。引き続き、市町村だけで悩まず、お気軽にご相談ください。

スライド **10** をご覧ください。昨年度大阪府の声掛けで始まった、近畿府県障がい者虐待防止担

当者との情報交換会についてです。今年度も各府県から多くのテーマが集まり、それぞれの府県の実践について情報交換を実施しました。

スライド **11** をご覧ください。市町村指導の実施についてです。スライドに記載の確認項目を中心に、ケースファイルや担当者からヒアリングを行っています。今年度は **18** 市を対象に実施し、改めて市町村間での対応力の大きな差が課題であることを認識し、主な助言内容として、適切な記録の作成、積極的な虐待判断、ネットワークの構築・活用の推奨を助言しました。

最後、スライド **12** をご覧ください。当部会では、大阪府の虐待防止施策に関して、委員の皆さまより様々な意見をいただき協議をしております。大阪府の課題としては、市町村間での対応力の差が課題であると認識しています。そのため、スライドの左側は職員の対応力、右側はネットワークなどの体制面の整備とし、この両軸で、オール大阪で重大な障がい者虐待ゼロの実現を目指しております。

今後とも、引き続き、大阪府の障がい者虐待防止に関する施策推進にご協力をお願いいたします。以上、資料1の説明とさせていただきます。

#### ○部会長

ありがとうございました。今の報告につきましては、委員の皆さまには、事前に事務局から説明をさせていただいて、質問を受けて意見等を確認して、必要に応じて回答しているというところですが、それを踏まえて、本部会において、ご発言をいただき、何か共有する必要がありましたらご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。何かご質問やご意見がございましたらご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。特に改めて、この場でのご発言はございませんでしょうか、大丈夫でしょうか。

それでは、続きまして、議題2に移ってまいりたいと思います。「令和4年度大阪府における障がい者虐待の対応状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局

資料2-1「令和4年度障害者虐待防止法に係る大阪府内の対応状況について」をご覧ください。令和4年度の大阪府内における障がい者虐待の対応状況につきまして、今年度は、令和5年 **12** 月 **20** 日に、令和4年度の全国の障がい者虐待の対応状況が公表されており、それを受けまして、大阪府でも、令和4年度の対応状況を公表しています。実際の資料が、資料2-2「令和4年度大阪府内における障がい者虐待の対応状況と大阪府の取組みについて」となります。その一部を抜粋して資料にしたものが資料2-1となります。こちらの資料につきましても、事前に委員の皆さまと資料は共有させていただいておりますので、簡潔に説明いたします。

資料2-1のスライド1をご覧ください。こちらは、大阪府内及び全国の障がい者虐待の対応状況を示していますが、件数の後のかっこ内の数字は、令和3年度の対応状況です。比較してご覧いただければと思います。養護者による障がい者虐待では、相談・通報・届出件数が **1,558** 件、虐待と判断した件数が **189** 件で、どちらも全国1位となっています。なお、相談・通報・届出件数では、2位

の神奈川県が **751** 件となっており、大阪府とは2倍くらいの差があるという結果になっています。続いて、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待については、相談・通報・届出件数は **331** 件で全国4位、虐待と判断した件数は **72** 件で全国3位となっています。使用者による障がい者虐待については、市町村・都道府県の通報等受理数については、相談・通報・届出件数は **52** 件でした。参考に、労働局の対応として、使用者による障がい者虐待の状況を一番右に記載していますので、またご確認いただければと思います。

それでは、養護者、施設従事者、使用者、それぞれについての傾向をお伝えします。まずは、養護者による虐待についてお伝えします。スライド **13** をご覧ください。こちらは、大阪府の平成 **24** 年からの調査結果の経年比較です。相談・通報・届出件数は、虐待防止法が施行された平成 **24** 年から増加を続けています。大阪府では、警察からの通報が圧倒的に多く8割を占めており、相談・通報・届出件数と同じように、警察からの通報件数が増加しているのが、大阪府の養護者による虐待の特徴になります。また、全国でも警察からの通報が最も多く、全国的に増加傾向となっています。スライド **15** をご覧ください。こちらには、その内訳を記載していますので、またご覧いただければと思います。

次に、施設従事者による虐待についてお伝えします。スライド **25** をご覧ください。こちらは、大阪府の通報・相談・届出者の内訳の経年比較です。当該施設事業所の設置者、管理者、サービス管理責任者、職員等を合わせた、施設・事業所職員からの通報の割合が約3割となっています。

スライド **28** をご覧ください。こちらは、大阪府で虐待が認定された事業所種別の経年比較です。大阪府では、共同生活援助（グループホーム）が最も多くなっており、全国でもグループホームが最も多い結果となっています。また、令和3年度は認定がなかったサービスとして、令和4年度に、行動援護と、一般相談支援・特定相談支援での虐待が、大阪府内で発生しています。事案としては、利用者の支援場面で、利用者の行動に職員が触発されて行為に及んでしまったというような例があります。

スライド **30** をご覧ください。クロス集計の①についてです。こちらの表では、区分の高い人が、身体拘束を含む身体的虐待を受けやすいという従来の傾向が、令和4年度も続いていることのほか、近年の特徴として、性的虐待の被虐待者に占める区分なしや障がい児等の割合が大きいことがわかります。

最後に、使用者による虐待についてお伝えします。スライド **33** をご覧ください。こちらは、大阪府の相談・通報・届出者の内訳の経年比較です。本人による届出が最も多い状況が続いています。通報件数が **52** 件のうち、虐待の疑いがあるとして、大阪府より大阪労働局へ報告したのは **33** 件となります。

以上、大阪府内の障がい者虐待の対応状況についての説明となります。

## ○部会長

ありがとうございました。では、ただ今の報告で、何か質問等ご意見がございましたら、いかがでしょうか。はい。委員、お願いいたします。

○委員

知的の入所施設の管理者です。説明はなかったのですが、資料2-2の **13** ページ、施設従事者の虐待のところ、表の **25** のところです。昨年も言わせていただいたのですが、虐待の事実の判断に至らなかった件数が **81** 件と増えているということで、いわゆるグレーゾーンになっていると。事業所を預かるわれわれとしたら、グレーは虐待と認識させていただいています。大阪府は、施設職員に研修をやっていただいているのですが、グレーゾーンについては、どう位置付けて、どう伝えておられるのかというのが知りたいのがまず1点です。

それと、次のページの表の **26** です。先ほど説明があったのですが、令和3年度に認定されていない事業所の種別があったと。行動援護の事業所、相談の事業所、児童発達支援の事業所の3事業所があったということで、この虐待の認定の種別は、身体的なのか、ネグレクトなのか、どういう種別であったのかというのが、わかる範囲で結構ですので、それをちょっと教えてもらいたい。

それと、表の **27** のところの性的虐待なのですが、令和3年度は **7** 件だったのですが、これが **13** 件と大幅に増えていると。これが、児童発達事業所の虐待と関連しているのかどうかというのがちょっと知りたいなと思って、この3点だけお願いします。

○部会長

では、事務局、3つについてお願いいたします。

○事務局

事務局の生活基盤推進課です。まず1点目が、グレーゾーンのところをどういうふう位置付けて研修をしているのかということですが、グレーゾーンも、もちろん広い意味で虐待と考えて、グレーゾーンだからセーフとかではなくて、きちんとその芽を摘むような支援をしてくださいということは、事業所向けの研修でも繰り返しお伝えをしているところです。

2点目が、令和4年度に新たに虐待があったと判断されたサービスについてですが、身体的虐待の事例もありましたし、心理的虐待の事例もありましたし、あとは、性的虐待の事例というのもありました。

○部会長

性的虐待が、去年に比べて倍ぐらい増えているという件で。

○事務局

そうですね。性的虐待に関しては。

○委員

コロナが5類になって、事業所に訪問されて件数が増えたというのは、この間の事前説明で聞い

ているので、その関係で増えたのかなというのは一つあるのですけれども。性的虐待というのは、すぐ新聞ネタになると思うので、その辺がちょっと気になりました。

○事務局

今のケースは、どのような内容かをお伝えしたらよろしいのでしょうか。増えているということで、今、ご指摘があって、具体的にはどういうものかということをお知りになりたいということでしょうか。

○委員

どういうものかではなくて、児童発達支援の事業所ばかりなのか、児童の施設、発達の支援とか、どういう事業所で発生しているのか。

○事務局

今年に関していうと、児童発達とか、児童のサービスだから多いというような傾向はなくて、サービスはまんべんなく数はあるかということです。

○部会長

よろしいでしょうか。では、委員、お願いします。

○委員

大阪社会福祉士会です。ご報告ありがとうございます。1点、通報件数に関する事なのですが、大阪は、たくさんの方が通報していただいているのですけれども、この通報件数に関して、現場の意識としては、「これは多いな」と思われているのか、「これだけしてくれているんだ」という認識で捉えているのか。その認識の捉え方というのが、最初のご説明であった市町村間での対応の差が顕著だという課題があるということだったのですが、通報に対する意識的なところというのも、市町村間での対応の違いに影響しているのかなというようなことを、わかる範囲で教えていただけたらと思うのです。

先日、会の若いスタッフさんが、「これは虐待かなと思う」という相談があったのだと。ただ、これを調べていこうと思うと、上から、「大事にするな」というような圧力が掛かってくると。だから、「おかしいな。これって、もしかしたら、使用者虐待じゃないの」というような相談をちょっと深掘りすると、「もし、何もなかったときにどうするんだ、あまり大事にするなよ」というようなことを言われたと。で、「どうしたらいいと思いますか」というような相談があったのです。「弱者の方々、声が出ない人の声を代弁していくのがわれわれの仕事だから、そこは頑張る」とは言ったものの、環境がそうであれば、なかなか広がりにくいのかなと。

先日、研修のときに、弁護士から、「訴えられるけれど、きちんと手続きを踏んでいたら負けません」というようなことを、きちんと研修のなかで伝えていただいていたのですけれども。そういった環境をつくっていくことも大事なのだと思うのだけれども、それよりも、まず、通報件数をどういふふう捉



えているのかなというところを、わかる範囲で教えていただけたらありがたいです。

○部会長

事務局、いけますか。

○事務局

回答させていただきます。通報件数につきましては、決して少なくない数字だと認識しています。ただ、通報件数につきましては、通報の意識が、府民に広く浸透している結果だと思っています。また、通報の対応の意識についても、やはりそこに差があってはならないと思っていますので、市町村指導等で、適切に対応するように府のほうからもお伝えしています。以上です。

○部会長

はい。この部会も、できて何年経つのか、はっきり記憶は定かではないのですけれども。ここ数年、各市町さんから、これに参加いただけるようになったと、これは、一歩大きな前進かと思っていますので、こういった形で、そういう話し合いがなされて、やはり必要なことであるということを確認いただきたいということで、一つ、それは意味があるのかなと思っていますので、やはりそういう差を埋めていかないといけないというのは確かにあるだろうなと。認識の違いがあれば、それは問題だなと思っています。こういった形で参加いただいている市では、非常に積極的に考えていただいているのかなという認識はしております。

あと、「大事になる」というのは、具体的にどういうことなのか、ちょっとわかれば教えていただきたいのです。

○委員

ケースは、生活資金を借りにきた当事者の方がいて、どう考えても、「この人、本当にいるんだろうか」というところがまず1点で、「借りにいってこい」というのは社長さんが言っていると。借りてくるものの使い道というのは、車を買えと言われていて。車を買えと言われていて、車の見積もりを持ってきたのが、どう考えても商用車だと、個人で使う車ではないと。これっておかしい、何でこんな車を買うために、彼はお金を借りにくるんだろうか。「車がないと通勤ができないんです、仕事に行けないんです」というのでお金を借りにきているのだけれども、何か、これってどうなのだろうかなと。知的障がいがあるというので、一般就労はされているのだけれども。

そういうので、もう少し詳しく聞いて、「これって、経済的な虐待の可能性もないですか」というような話を上司にしたところ、「大事にするな」と、「ちょっとややこしくなったら困るから」ということでストップが掛かったというケースで、「これ、やっぱり言わないほうがいいんですかね」、「通報するぐらいは義務じゃないんですかね」というようなことを言っていたのですけれども。「専門職として、もうちょっと情報収集をしてからでもいいんじゃないか」とはアドバイスはしたのですけれども。「『大事にするな』と言われてしまうと、掘り下げていくこと自体もアウトなのかな」というようなことをすごい感じる

のです」というようなことをおっしゃっていました。

○部会長

でも、そうであったとしても、やはりきちんと通報・相談する必要はあるという認識なのですが、それで間違っていないでしょうか。委員、いかがですか。

○委員

この件数が多い、すごい大阪はたくさんしてくれているということを、「やり過ぎだろう。こんなにしなくてもいいのに」というふうにとっていないだろうかと少し不安があったので、「たくさん通報があるということはあるがたいことなんだ」という認識で、こういった環境をつくっていかないと、結局は、「わあ、またやって来た、また何かこんなちょっとしたことで通報してきやがって」となってしまうと、その周りにいる意識のある職員さんが発言できなくなっていったりしないかなというところを、やはり通報ができる環境、受けとめる環境というのも必要なかなと思って質問させていただきました。

○部会長

そこは必要かもしれないですけども。これは、企業からということだとすれば、その話はおかしい話になるのですか、やはりそういうことはあり得ないという、労働局の見解としてはいかがでしょうか。

○委員

大阪労働局です。まずは、私どもでありましたら、労働基準法とか、障害者雇用促進法とか、労働局で、まず「権限の行使」と言ひまして、立ち入り調査とか、事情聴取とか、事業者に報告を求めるということができるとかということ、まず考えさせていただくというのが第一でございます。ただ、そこまで至らなくても、今、おっしゃったような、要は、本来は会社のほうで費用負担すべきものを、なぜか負担させられているとか。それで、各法でグリップできればいいのですが、そうではない事案も、個別の労使紛争の一環として、労働局から、助言・指導、あっせんということの制度で対応できる場合がございます。

「助言・指導」というのが、労働局の総合労働相談員が、事業者に対して、「これは、過去の裁判例とかを見ると、不適切かもしれませんよ」とか、そういうアドバイスを、話し合いを促すという制度でございます。「あっせん」というのは、厚生労働大臣からお願いしている、弁護士の先生、社会保険労務士の先生、大学の先生といった、あっせん委員を立てて話し合いを促すという制度で対応することができます。なかなか労働局の法律で、違反だとか、指導の対象にできるというものでないケースというのは、確かに、今のケースだと、それにも該当しかねないのかなというのはあるのですが、やはり民事的に考えて、「あれ？」と思うことは、結構、多々ございまして、私どもは、個別労働紛争の解決促進法では、そういうのも幅広くやっていますので、まずは、ご相談を受けさせていただいて、「こういう方法がありますよ」ということで、アドバイスをさせていただいております。

ただ、労働局の労働基準法とかの各法と違って、強制力がないのがちょっと難点で、そうすると、

裁判とか別の方法ということで、最終的に行かざるを得ないのですけれど。ただ、いきなり裁判となるとハードルが高いので、そのような形で相談も受けておりますし、現に、障がい者の方で、なかなかうまく意思疎通ができなくて困っているというご相談は多々ありますので、そういう相談を受けて対応している事案もございます。そういうのも、通報ということで処理をさせていただいているのもございますので、おっしゃるように、「大事にするな」と言われて、「あれ?おかしいな」と気付いたのに、そこで抑えてしまうというのが一番危惧するところですので、そのようなことがないようにご相談をいただければと思いますし、後で言おうかと思ったのですが、特に大阪では、府と労働局の取組みの連携強化はもちろんのこと、現場でも、市町村と総合労働相談コーナーの間で、「ちょっと困ったな」とか、「これはいけるのかな」というようなのも、お気軽に相談してくださいというのをお願いしている次第でございます。以上です。

#### ○部会長

ご本人自身に不利益にならないような配慮は、当然必要であるということが前提になっているかと思えます、ということでございます。よろしいでしょうか。では、他にいかがでしょうか。はい。どうぞ。

#### ○委員

ご報告ありがとうございました。弁護士です。通報がどこから来ているかということで、大阪はずっと警察が多いわけですがすけれども。精神保健法が改正されて、精神科病院からの通報義務が法定されることになりましたが、今、府のほうから、府内の病院に対して、通報を促進するための働きかけとかは何かされているのでしょうか。

#### ○事務局

現時点では、特にそのような働きかけはしていません。

#### ○委員

普段、精神科病院を所管している部署と、障がい者虐待を見ている部署というのは、おそらく違うのではないかという理解をしていて、そこで縦割りで、何かお互いに手出しができないみたいなことになる、おかしなことになりますので、そこは、障がい担当課のほうが出張って、カバーをしていたくのがいいのではないかなと思っております。以上です。

#### ○事務局

通報窓口が健康医療部のほうになりますが、4月に通報窓口ができるので、それまでに、健康医療部とは情報共有等をしていければと思っています。

#### ○部会長

では、その点はよろしく願いいたします。あと、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、

続きまして、議題3「市町村における障がい者虐待防止の取組みについて」ということで、守口市さんからご報告をいただきます。たぶん守口市さんは、かなり労力されてご準備いただいたのではないかと思います。ぜひ、委員の皆さんには、前向きなご助言等がございましたら、していただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。では、守口市さんから、ご報告をよろしくお願ひいたします。

#### ○守口市

では、「守口市における障がい者虐待防止の取組み」という形でご説明させていただきます。守口市役所障がい福祉課です。まず、資料3をお開きください。まず、1ページ目は、守口市の紹介になります。このイヌは、「もり吉」と言ひまして、守口市のシンボルキャラクターになっています。また皆さんが、守口市に来られた際には、もり吉がたくさんいるかと思ひますので、かわいがっていただければありがたいなと思ひます。

次のページは、守口市の概要になります。令和5年4月1日現在で、人口は**14**万人程度、面積は**12.71**キロ平米、障がい者数については、合計手帳取得者数が1万**1,753**人と、自立支援精神医療については**3,306**人がいるという状況です。令和4年度の通報件数については**52**件で、そのうち、警察からの通報は**34**件で、また、虐待認定した数は、養護者虐待が2件、施設従事者虐待が8件の合計**10**件を認定している状況です。

次のページをお開きください。今回ご紹介するのは「レビュー会議」ですが、レビュー会議を行うことになった経緯になります。まず、レビュー会議とは何かということですが、市町村が行った虐待の対応について、「外部のメンバーも入れて、対応の評価や、助言を行う会議をしようじゃないか」という形の会議で、なぜこれに至ったかといひますと、これまで、守口市では、自立支援協議会、このような場の全体会議において、毎年度、守口市内で発生した障がい者虐待の状況について、全件の報告を行っていました。なかには、限られた回数であったり、時間のなかでもありますし、いろいろな方がいるなかで、細かい意見をいただくことの難しさや、市が何をやっているかの中身が見えないと。数やどのように動いたかの概要は説明されるけれども、実際クリアになってこないというような声が、地域からも挙がってきているような状況でした。

次のページは課題になります。これまで、虐待防止については、一応市が直接対応する形をとっていて、そのなかで、課題となっていたのは、虐待の対応についての客観的な意見がない、市のなかの、対応する側の意見しかないなかでの対応の妥当性や、虐待の終結を決定するうえでのリスク確認等についての妥当性の評価や、地域で虐待があった場合の施設や世帯など、基幹や委託相談支援事業所についての情報連携が、やはり市だけで対応しているので、その後の情報連携等の課題もありました。3点目が、第三者による市の虐待対応の評価で、主に法的な評価については、障がい福祉課には法に精通した職員がいないので、対応をしていくなかで、今後、訴訟を踏まえてのリスクはどうかかというのを、これまで一切検討をしてきていなかったもので、担当する側も少し負担を感じているところもありました。もう一つは、先ほど委員からもご指摘があったグレー、通報があつてグレーではないかかというところもあつたので、この辺を、市だけで判断するのはどうかかというところ

がありましたので、実際地域にいる方や外部のメンバーを入れたうえで、「このグレーがいったいどうなのか」というところを潰していく必要があったのかなと思っています。

これらの課題に対応するために、第三者を入れた、「虐待レビュー会議」の設置を自立支援協議会に提案させていただきました。特に質問等はなく、設置することについては了承いただき、令和5年度から、虐待レビュー会議を行っているというところですので、まだできたところですので、制度的にいろいろ詰めていくところはあるのですが、とりあえずは運用して、ブラッシュアップをしているという状況です。

次のページをお開きください。現時点での虐待レビュー会議のメンバーになります。学術経験者で大学教授が1名、基幹相談支援センター職員が2名(1事業所)、委託相談支援事業所が3名(3事業所)、市の職員については、弁護士の資格を有する職員、障がい福祉課次長(健康福祉部次長を兼務)、私と、支援担当の主任が2名、虐待担当のケースワーカーが1名、このメンバーで、健康福祉部次長から虐待担当ケースワーカーのところまで虐待防止センターを、兼務の状況ですが、このメンバーで対応している状況です。

次のページは、会議の内容になります。別紙資料を参照していただければと思います。新たに障がい者の虐待の通報を受領し、対応を行った又は行っているケースについて、個別に説明をし、対応に問題がないかを評価いただき、「個票」をつくっています。こちらに必要事項を書いたうえで、新たに障がい者虐待の通報があった場合に、どのように処理をして、どのように流していったのか、どのように判断したのかというのを細かく書いて、評価をいただくという個票です。虐待の認定をしたうえで、今後、支援が必要、または、虐待の終結に至っていないケースについては、今後の進捗状況について、市の対応について評価をいただき、「管理台帳」を別紙で付けています。なので、個票と管理台帳を回していくような形で、虐待の対応について評価をいただきながら、助言をいただき対応していくという形をとっています。この資料も、ここに至るまでいろいろありまして、初期の段階では、資料の出し方がすごく難しく、この資料の作り方についても、レビュー会議で議論は重ねてきました。

次のページをご参照ください。会議のなかで意見をいただいたことで、ここは、虐待レビュー会議のなかで、特に私がすごく印象に残った意見になるのですけれども。虐待についての意見のなかで、市での虐待認定の判断について、気付かされたというか、レビュー会議ではとなった私の経験になるのですけれども。養護者自身が体調不良になったということで、お子さんが不安定になりまして、養護者が子どもに対して平手打ちをしたという事案でした。当初、市としては、お母さんが、これまで頑張って支援をしてきたなかで、一時的な感情で子どもに手を出してしまったという事実に対して、「虐待なし」という判断をしていたのですが、レビュー会議でこの判断を出したところ、叩いたという事実は揺るぎないことであって、それは「身体的虐待あり」なのだ。ただ、当該家庭に対しては、虐待が起こるようなしんどい家庭だということ踏まえたとうえで、今後、支援の介入の検討をしていくべきではないかという意見がありました。特に、「虐待あり」になったからといって、その方をとがめるのではなくて、市としても、支援の見方を変えていくのだという、そういうしんどいことが背後にあると捉えるのだというご意見をいただいて、私自身も、「なるほどな」と気付かされたような事案でした。

特に、初回については、虐待認定を、虐待の通報があつてから事実確認までの期間が適切であったかとか、虐待について、本当に経済的虐待が当たらないかどうか等々、先ほども申しましたが、提出資料についても、見にくいとか、これでは概要がわからない等、いろいろな意見をいただいたうえで、今の資料の形に至っています。現時点での評価については、市のほうも、どんな些細な内容であっても会議に挙げているので、資料としてはすごく大きな数になるのですが、それほど市としても、虐待通報の受け止めができていないのではないかという形なので、どんな細かい内容であっても個票に載せて、報告をしていきたいと思っています。

次のページは、会議の開催頻度になります。当初、特に会議の開催頻度はきめていなくて、第1回目の会議のときに、回数等は議論をしていこうという話になりまして、第1回目のときに資料の精査も含めて議論があつて、3カ月に1回と。なぜ3カ月に1回かといいますと、虐待の新規もさることながら、虐待認定したものの支援の進捗状況についても評価をいただくという形になると、あまり期間が開けば中身が見えづらくなってしまいますので、3カ月に1度、市の対応を評価いただけるぐらいいいのではないかとという形になります。この期間については、今後、また意見をいただきながら、伸ばしたり、短くしたりというふうに対応していければと考えています。

次のページは、今後の課題になります。今年度を開始して思うことなのですが、情報共有のあり方や、個人の情報がとても強い内容が出てきますので、外部の方に見せるときの資料の取り扱いや、資料表記の精査もまだ必要なのかなと感じています。あと、その課題とつながるのですが、一時的に何十枚という個票をつくっていくなかでの情報整理や、出し方の確認等々を踏まえたりしますので、やはり事務量というのは増加していく傾向にあつて、そういったところは課題としてあるので、今後、事務の見直しというのは必要かと思っています。また、レビュー会議のメンバーの検討というところで、警察の方や、いろいろな方のメンバーの検討は、今後、必要になってくるのかと思います。どのメンバーが適切なのかというのは、また自立支援協議会で意見等を言いながら、検討していきたいと考えています。それに加えて、外部委員を呼びますので、報償費などで財政的負担があるのかと考えています。

次のページは、よかったと思うことになります。対応の進捗管理が皆さんで共有できて、建設的な意見を踏まえながらですので、当事者の方にとっては、すごくよい対応ができるのではないかと、私自身は評価しています。やはり市の対応の当事者だけでやってしまうと、どうしてもその対応に、没入していくというのは変ですが、対応について「ハッ」と立ち止まることができないので、第三者的に見ていただいて、「ここは、もっとこうすることができるんじゃないか」とか、「このときは、もっとこういう対応ができたんじゃないか」と、対応の評価をいただくことで、虐待対応についても、どんどん良くなっていくかなと思っています。もう一つは、先ほども申しましたが、やはり法的なリスクを、弁護士さんが入っていただいたので、その辺については、担当者としてもすごく安心できるかといいますか、今後、訴訟となったときに、今までは、「今後、どうなっていくだろう」と、担当者としても心理的に負担が大きかったのですが、今は弁護士さんが入っていただいて、「このこういうところを確認していくべきだ」とか、「こういう対応があるんだよ」と、先に法的な助言をいただけますと、そこを優先的に押さえれば、対応していくなかでも、心理的な負担は減っていくのかと思っていますので、その点はすご

くよかったかなと思っています。

まだ始まったばかりで、いろいろ課題は残しながらなのですが、最後のページになります。今年度からレビュー会議をさせていただいて、この説明のなかでは、「もっとこうしていったほうがいいんじゃないか」とか、「もっとこういうこともできるんじゃないか」という指摘も多分たくさんあるのだろうなと思いつつ、今年度は進めています。これを、本部会や、本市の自立支援協議会とか、いろいろなどころでご議論をいただいて、成熟させていただきたいなと思っています。私も、この資料をつかって、「何でこの資料をつくられているのかな」と思って、ちょっと我に立ち返ったのですけれども。もし、他の自治体のほうで、こういったことを取り組まれていなくて、「守口市はこういうことをやっているんだ」ということが、少しでもお役に立てればすごくうれしいなと思いますし、そのこと自体が、大阪府全体の障がい者虐待の減少につながっていければと、われわれ守口市の職員は思っています。なので、そのように、少しでもお役に立てれば幸いかと思っています。ちょっと駆け足で、わかりにくかったかと思いますが、守口市からの説明は以上となります。ありがとうございました。

#### ○部会長

ありがとうございました。では、皆さん、拍手を。レビュー会議というのを、今年度から始められたということで、状況とか課題とかメリットなど、いろいろ挙げていただきましたけれども。いかがでしょうか、委員の皆さまから、何かご質問も含めてございましたら。はい。委員、お願いいたします。

#### ○委員

虐待の通報を受けられて、それでいろいろ調査をされて、虐待の認定通知書を作成して手渡しますよね。その間の期間というのはどれぐらいかかったのか。かなり長い期間かかったケースがあったのかどうかというのが1点と。それと、法的に訴えられるケースというのは、養護者虐待のケースですよ。われわれの事業所側は、そんなことは言わないと思うのですけれども。その辺、2点だけお願いします。

#### ○守口市

虐待の認定までというのは、そんなに長期間にわたるわけではなく、これまでも、調査させていただきまして、速やかに事実確認をしたうえで、明らかにというのであれば、すぐに対応をしているような状況ですので、これまで長期に長引いたということはありません。

ただ、法的リスクというのは、ご指摘のとおり養護者の方で、どうしても分離であったり、経済的なところの金銭を分けるというところになりますと、当事者と加害者側との話を重ねていくのですが、当然、折り合いが付かないケースも出てきますので、一定行政の権限を行使するのですけれども。そこで、果たしてその行使がどうだったのかとか、ご納得いただけないケースが多いので、施設の方は、比較的話を重ねればわかっていただけケースが多いのは事実かと思いますが、養護者の方は、その辺、われわれも対応していて、加害者の方に詰められるとどうなのかなと、自分自身もすごく心配なことがあったのですけれども。その点を、「こういうときは法的に押さえておいたほうがいいよ」とお

っしゃっていただければ、毅然とした対応ができるかと考えています。

#### ○部会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。では、委員、お願いします。

#### ○委員

吹田市の障がい福祉室です。取組内容をありがとうございます。まず、前提として聞きたいのが、基幹センターは委託になっているということですか。はい。で、相談支援センターも別にあるって、虐待防止センターが直でやっているというような感じですか。はい。ありがとうございます。

うちは、基幹も直でやっているんで、ちょっと形態が違うかなと思っているのですけれども。レビュー会議は、やはり内部だけなのです。だから、言われているように、全体というか、内だけでやってしまっている視点なので、すごいなと思いました。3カ月に1回というのは、すごい労力じゃないですか。うちは、年1回だけになってしまっているんで、そのあたりは、この1年間通してやったなかで、やはり年2回ぐらいが妥当ではないかとか、先ほど財政的なことも言っていたのですけれども。本当に労力的なもの、僕は、元々高齢にいたのですが、高齢のときは、結構速く動いたりとか、分離で速く終わったりするので、けれども。障がい者虐待というのは、結構長いスパンなので、モニタリングはずっと定期的にするのですが、レビュー会議のなかでも、何とか半年に1回はしたいかなぐらいなのですが、そのあたりは、今後も年4回のイメージなのか、実際に1年間やったなかで、どういった感覚なのか、ちょっと教えていただければと思います。

#### ○守口市

ありがとうございます。基幹センターにつきましては、委託という形で、虐待防止センターについては、市が直営でやっている形です。

ご指摘がありました、3カ月に1回は大変ではないかというところなのですが、大変です。資料をつくるのも、残業で夜遅くまでつくって、正直、出す側もプレッシャーが、一定評価を受けるという形ですので、プレッシャーを感じてはいけないのですが、プレッシャーは感じますし、評価のなかで厳しい評価もいただくので、そこは、やはり事務としては大変だと思うのですけれども。期間が、3カ月に1回の妥当性というところは、先ほど言いました管理台帳についてのところがあるので、障がい者虐待のレビュー会議はまだできたばかりでして、管理台帳を管理するところが、果たして3カ月に1回でいいのか、半年に1回でいいのかというところは。

先ほど言いましたが、高齢と違いまして、対応が終わってからも、しばらく対応の状況を見守る必要があって、そのなかで、さまざま状況がかわってくるところがあるので、今は3カ月に1回という形ですが、委員会のなかで評価をいただいて、「期間を延ばしてもいいのではないか」というご意見があれば、延ばしてもいいかなと思うのですけれども。逆に、「もっと開催してくれ」と言われたら、逆もあり得るのかなと思っていたりするので、けれども。そこは、事務のあり方というのは、先ほど言ったのですが、担当のほうも負担が掛かりますので、改善していきたいなと思っています。



○部会長

ありがとうございました。今、お話しの中かで、ちょっと感じたことなのですけども。いろいろ厳しい指摘もあるということで、そのときは大変かと思いますが、そういった物の見方といいますか、視点というものは、たぶん回を重ねていくうちに、「こういう視点は大事なんだな」ということを踏まえて対応されていく、そのためのレビュー会議でもあるのかなと思います。なので、経験を積み重ねていくと、こういうところを押さえた対応をしていき、それが報告に上がったときに、「いい対応をされましたね」というふうになっていくのだろうと、そういうことを期待していきたいなと思います。なので、この形が未来永劫続くとは思っていませんので、厳しい指摘が経験値となって、また、その委員から励ましの指摘に代わるのではないかなと期待しております。

そうすると、3カ月に1回が、4カ月に1回でいいとか、半年に1回でいいのではないとか、あるいは緊急のときには、あるいは重要案件のときには緊急招集するという形もあるという、柔軟な対応ができてくるのではないかなと、ちょっと個人的にそう思いましたので、ありがとうございました。あと、いかがでしょうか。では、委員、お願いします。

○委員

どうもご報告ありがとうございました。大阪社会福祉士会です。本当にどんな意見をもらうかわからないものに対して向き合うことは、すごい大事なことだと思いますし、いい取組みをされているなと思いました。ただ、回数を増やすや減らすやというようなこともあったかと思うのですが、書類をつくるのが目的にならないように、初めに部会長がおっしゃったような、きちんと客観的な意見を汲み取って、それを活かしていくという目的を忘れないようにだけ、手段が目的にならないようにだけ気をつけて、これからも進めていっていただきたいなと思いました。どうもありがとうございました。

○部会長

ありがとうございました。あと、いかがでしょうか。では、委員、お願いいたします。

○委員

守口市さんのほうから、ご報告ありがとうございました。この市職員で弁護士資格ありとされている人は、長く、僕と一緒に虐待対応を支援してきた人なので、弁護士と言っても、虐待畑の人なので。だから、こういう人が、市内、庁内にいたというのは、ものすごく幸運なことで、なかなか他の庁で、こういう同じことはできないと思うのです。たまたまこの人が庁内にいてということなので。なので、こういう振り返りの機会を持つことは非常によく、ぜひ、どの庁でもやっていただきたいなと思っていて、そこに、たまたま弁護士が、任期付きでいるとか、庁内のどこかにいると、弁護士だったら誰でもいいんだということで呼んでくるのではなくて、やはりわかっている人を呼んでこないという意味がないと思いますので、守口市さんは、たまたま幸運な状況にあったと。そうではないところは、やはりなかで無理をして手を付けようとせずに、きちんと外部の弁護士会に声を掛けていただいて、そうしたら、

私ども、虐待の知見のある者が顔を出すようにしますので、ちょっと予算の問題があるという話がありますが、ぜひお声掛けいただければと思います。守口市さん、ありがとうございました。

#### ○部会長

ありがとうございました。今、委員が指摘されて、私も、実は質問をしようかなと思っていたのですが、そういうよくわかっている方がおられたということが、本当に素晴らしいなと思います。「単に資格を持っていたらそれでいいんだ」ではないということを書いていただいて、弁護士会でも協力できることはしていただけるということのご発言だったので、また、他の市のほうも、何かこういうことを取り組んでいくときに、ぜひ参考にさせていただいたらなと思っております。あと、特によろしいでしょうか。

いくつか、感想も含めていろいろご意見をいただきましたので、また、今後の参考にさせていただけることがあればと思いますので、よろしく願いいたします。

では、貴重な時間を割いていただいて、準備いただいて、たぶん今日、またここで何を言われるのかなと思いつながら、ドキドキしながら来られたのではないかと思います。この委員会は決して責めたりはしませんので、皆さんに励ましのメッセージを送っていきたくて思っております。では、守口市さんに、もう一度改めて、感謝の気持ちで拍手でお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。また、今日、オブザーバーで来られているほかの市の方も、全体の場では質問をしにくかったことがあったかもしれませんので、部会が終わったらつかまえていただいて、質問をしていただいてもいいかなと思いますので、また引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、議題4に移りたいと思います。「各関係機関の取組み状況等について」ということでございます。冒頭でも申しましたように、当部会は、関係機関等の連携の場でございます。各委員の皆さまには、関係機関を代表してご就任いただいておりますので、それぞれのお立場における障がい者虐待防止の取組状況等や課題について、お一人2～3分以内で、順番にご報告をいただきたいと思います。一通り委員の皆さまからご報告をいただいた後に、時間の許す限りやりとりができればと思っていますので、まずは、一通りご報告を3分以内でお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、大変申し訳ないのですが、私の横に座っておられる委員から、順に時計回りでいきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○委員

改めて、吹田市役所障がい福祉室です。よろしくお願いいたします。吹田市は、今年度で、養護者虐待の通報がだいたい70件ぐらいで、施設虐待が24件でした。昨年までは、うちは、基幹も虐待防止センターも直営でやっていますので、14名ほどのケースワーカーで地域を分けて全部やっていたのですが、やはり虐待のところのモニタリングが弱くなるということで、今年度から、虐待チーム5人プラス私を入れて回しています。それでも、やはり通報はかなり増えています。先ほど委員が言っていました、まず、受ければ断ることはないです。必ず受理して、そこから48時間以内にコアメンバー会議をして、虐待の緊急性の有無を判断し、そこから調査に入って、虐待かどうか。で、引き

続きが必要であれば、モニタリングを続けていき、必要であれば、虐待の判断をします。

いつも言っているのが、個人や世帯に対して、短期的なゴールと長期的なゴールがどこになるのかというのをまず考えたうえで、支援を考えないといけないという形で日々取り組んでいますけれども。やはり虐待の判断をどうするかとかも、お互いやり合っているケースとか、先ほどもありましたように殴っていると、そこら辺をどうしようかというので、しっかりとモニタリングをして、虐待の判断というよりも、最終的にこの世帯をどうするかというところを、日々みんなで検討しながら、関係機関を入れながらとか、やはり一番いいのはサービスを入れる。もし、入れられない場合は、相談支援センターとかにモニタリングであるとか、5名の職員のうち誰かがモニタリングをしていくという形で、定期的な形で追っているような感じです。

今、本当に件数が増えるなかでは、メンバーを増やさないといけないのか、その辺をどうしようかなというところなのですけれども。本当に書類上がどうのこうのというよりは、その世帯に対してのアプローチをどうしないといけないのかというところで、やはり生活福祉とか児童のほうと絡むことが多いので、日々、ケースカンファレンスをしながら情報を共有するところを、いつも大事に行っています。以上です。ありがとうございます。

#### ○委員

大阪労働局雇用環境・均等部指導課です。先ほど先に話してしまったところと重複する部分はあるのですが、私からは、大阪労働局の取組みについてご説明いたします。厚生労働省及び都道府県労働局では、使用者による障がい者虐待を防止するための取組みを行っております。

労働関係の法令では、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で賃金を支払われる者を労働者ということで定義しておりまして、事業主又は事業の経営担当者その他事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者を使用者と定義しております。この使用者という方が、使用者による障がい者虐待の防止の対象になるのですが、使用者による障がい者虐待につきましては、労働基準法、最低賃金法、障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法など、労働関係法令に基づいて、権限の行使を適切に行うこととしております。

大阪府作成の資料1のスライド8にあるように、全国的に都道府県と労働局というのは、連携を取るということになっているのですが、特に大阪では、個別に実務者会議を定期的にさせていただくとか、特に就労継続支援A型事業所みたいに、連携して調査することが効果的な事案は、例えば、市町村の担当の方とハローワークの職員が一緒に入るということもございます。また、労働関係法令に基づく立ち入り調査や、行政指導の対象にならないような民事上の個別労働紛争については、個別労働紛争解決促進法に基づいて、総合労働相談コーナーで相談を受けたり、助言・指導、あっせんということをさせていただいています。これは、本当に広く捉えて、民事上のことはすべてをさせていただいているという形です。

統計につきましては、大阪府のほうで資料をつくっていただいていますので、資料 2-2 の 20～21 ページが、大阪労働局及び大阪府内市町村による使用者による障がい者虐待状況等となっていますので、またお目通しいただければと思います。以上、簡単ですが、私からの説明を終わります。

## ○委員

本委員会の委員で、長い間出席させていただいているのですけれども。私が管理している施設で、私が虐待事案の通報をさせていただきました。(令和5年)9月 25 日に確認して、関係機関に虐待を通報させていただいて、11 月 15 日に、虐待認定の通知を、私とその市まで出向いて通知を受け取って、12 月 10 日に、私が4~5ページ書いたのですが、改善報告書を提出いたしました。この間、約一カ月半で通知を受けて、報告書を出すまでに2カ月半かかっています。この間、当然、市町村から、通報後1週間も経たないうちに、事情聴取に来られました。われわれとしたり、虐待防止委員会が既に機能していますので、2回開催しました。それと、施設のスタッフへの面談、それから、処分に関する懲罰委員会と、通報の対応を適正に進めたと、われわれは思っています。

実地指導はなくて、管轄の広域福祉課のほうが、(令和6年)2月1日に、改善報告書を出してから、どのように経過しているのかという、その聞き取りが先日ありました。課長以下、4名も来られました。内容は詳しくは言いませんけれども、身体的虐待です。

この件については、同時期に、報道されたケースがありましたでしょ。その施設長さんと私とで、今回の虐待については、いろいろところで報告をさせていただいています。(令和5年)12月4日の知的障害者福祉協会の臨時施設長会議でも報告させていただきましたし、(令和6年)1月24日の大阪府の社協の成人施設部会でも報告させていただいています。1月26日には、北摂施設長会議というのがあるのですが、そこでも、本事案の虐待について、われわれはどう対応して、どのような原因でこうしましたというようなことは発表させてもらっています。

いろいろと、先週も新聞報道があつたりしていますが、私の事案も新聞報道になってもおかしくなかったのだけれども、新聞報道になる・ならないの、その辺の状況が、私はわからないので、前も言っているのですが、新聞社の人と、どこかで障がい者虐待についての話し合いみたいなのは持てないのかなと。もしも可能だったら、マスコミの人にも委員に入ってもらってもいいのではないかなと、その辺、ちょっとまだモヤモヤしている状況で。まさか虐待が起こるとは、私は思っていないくて、外部のコンサルタントも入れて、「まさかこの人が」というのは、職員全員が言ったのですね。われわれ仕事をしていると、「まさかこの人は、絶対しないだろう」というような人も、仕事に切羽詰まって、ふとやってしまうというようなことを、改めて認識したところです。ちょっと長くなりましたが、以上です。

## ○委員

株式会社マルモットです。私は今年で3回目なのですが、元々西淀川区で20年間新聞販売店を経営してまして、6年ぐらい前から、私が体を壊しまして、そちらをやめて、放課後デイサービスを、今、7年目でやっております。新聞販売店をやっていたときに、「見守り隊」というのを自社でやっています、それで、虐待や孤独死の通報件数が、西淀川区でも常にトップだったということで、今、いろいろな人から推薦があつて、ここに座っているわけなのですけれども。

一つ、実際にあった事例をお話したいのですけれど。放課後デイサービスで、男の子のA君がいて、お母さんはシングルマザーで、母子家庭で二人暮らしなのです。A君は、お母さんのことが

ものすごく大好きで、母ちゃんに、工作で何かを毎日つくる、毎日つくるのです。毎日何かつくって、お母ちゃんに、「プレゼント」と言って、お母ちゃんに振り向いてほしいのです。けれど、お母さんは、もう、それがすごく嫌で、噂では彼氏がいると、そちらのほうに熱を上げられていて、本人もそれがわかっている感じなのです。ある日、A君がすごく荒れたのです。デイのなかですごく荒れて、なだめて、その怒りを沈めて、後でわかったのですが、その原因というのが、体操服を洗っていなかったのです。お母さんが、そこに全然気付いてあげられなかったのか、そういうことだったのです。ここまで話をすると、「お母ちゃんは悪いやつだな」と、普通は、世論はそうになってしまうのですけれど。果たしてお母さんが悪いのかというと、私はそう思わないし、そうになってしまう、そういうお母さんの心のケアというのが、すごく大事なのかなと思って、私は、今、放デイをやっていて、お母さんとかのケアもやっていますし、新聞をやっていたときは、町の見守り隊ということで、やはり窓口になる機関であったり、事業所であったり、そういう人がすごく大事なのかなと。そういう意識を持ってやってくれる方が、一人でも多かったら、もっと、もっと、いい社会になるのではないかなと思って。この会は、事例が起こってしまった案件から成り立っていると思うのですが、それを未然に防ぐためのケアをできる機関ともっと連携してやっていけばいいのかなと思いました。以上です。

#### ○委員

皆さん方の素晴らしい活動を聞いていて、本当にうれしく思いました。私自身が、言え、障がい者当事者ですので、虐待防止ということに非常に取り組んでいただいていることに、感謝するばかりでございます。

うちの大阪府身体障害者福祉協会は、その代表はさせていただいていますが、各市に障がい者団体を持っております。各市の障がい者団体が、地域のなかで、市とお話ししながら、虐待だけではなく、いろいろな障がい者対策についてご協力をいただいております。うちの団体は、そういう方たちの集まりなのですが、大阪府身体障害者福祉協会自体は、直接の、皆さん方からお話を聞くような窓口がないのです。うちのやっていることと言えば、虐待防止だけではなく、上部団体から、いろいろ障がい者のことに対して、国で決まったこと、また、取り組んでいけないといけないこと、要望したことというのが、ずっと送られてくるのです。それを、各団体に送らせてもらっています。年に何回か集まるときはあるのですが、そういう窓口ではないので、直接虐待についてとかという報告はございません。非常に残念かと思うのですが、やはり地域と直接つながっているところ、うちの場合は、社会参加を目的とした団体ですので、障がい者に寂しい思いをさせない、そのために、皆さんとともに頑張っ表に出て行こうということを促進している団体なのです。

当事者の私が言うのもあれなのですが、皆さん方が、そうして非常に頑張っ苦勞をされていることをうれしく思っております。こんな話しかできませんが、よろしく願います。

#### ○委員

大阪府校長会から来ておりまして、所属は寝屋川市立東小学校の校長をしております。本校の支援学級や通常の学級の子どもたち、特に支援の必要な子どもたちについてお話いたします。



方法や、資格者としての向き合い方というところを、3年かけて研修をしております。その研修修了後、専門職研修としまして、同じく専門職団体の方々の協力を得ながら、改めてスーパーバイザーとして活躍できる知識であったり、常に研修をしながら、知識を整理しながら、実践に向き合える仕組みをつくって進めていっております。

3～5年ほど前に、社会福祉士の倫理綱領も大きく変わりました。そういったなかでは、資格者としての倫理についての全体研修なども、来年度以降進めていく予定にしております。ただ、これは、個人的なというか、会で話している正式なあれではないのですが、どうしても社会福祉士を取ることが目的になっている方が多かったり、成年後見の研修などをしているのですが、成年後見をすることが目的になっていて、後見はどんな目的があって、後見の活動があるのか、社会福祉士は、何を目的にある資格なのか、そういったところが、資格を取ってから忘れられる方が多いのかなど。そういったところをしっかりと向き合っていくことも、虐待防止や権利保障にもつながっていくのかなどいうことを、会のほうでは考えながら、今後、会運営を進めていけたらなと思っております。以上です。

#### ○委員

大阪手をつなぐ育成会です。よろしく申し上げます。大阪手をつなぐ育成会は、知的障がいがあるメンバーで、当事者団体としての活動と、暮らしを支えるという事業と、二つの両輪で走っている会です。私は、そのなかでも、当事者として、親の会活動を理事として、大阪手をつなぐ育成会ではさせていただいています。

毎年、この委員会に出させていただいて、本当に心が痛いというか、養護者虐待が、本当に断トツに多くなっていて、全然下がってくれないことが本当に辛いなと思っています。今、委員からも言われたように、ベテランの方でも、ついコツンとやってしまうという、支援の難しさを持つ知的障がいであったり、スペクトラムの方であったり、こだわりがあったりという、育てにくさを持つ子どもを抱えて、今、どんどん地域が希薄になるなかで、私の子育てのときは、まだ親はそんなに働いていなかったもので、同じように親同士が集まったり、お食事に行ったり、子どもをプールに連れて行こうとか、家に連れて行こうとか、親のつながりがあったのですが、今は働いている方がとても多くて、親の会に入会される方が本当に少なくなっています。サービスが充実したということもあって、働ける環境、働かざるを得ないというところもあって、会活動をやっていても、なかなか若い方の入会が少ない状況で、私たちも、伝えることはたくさん持っているけれども、うまく伝える手立てがないので、今、大阪手をつなぐ育成会では、コロナ禍から会員以外に、**Web** 参加だったらどこでも聞けるとか、**YouTube** 配信をすれば、どこの時間でも見られるということがあるので、会活動のあることを、会員以外の方に発信するというところで、興味のある障がい年金のこととか成年後見とか、皆さん、障がいをお持ちの方の育てにくさを、私たち、情報のある者が発信していくという活動をしています。

私たちは、大阪府の市町村で活動をしている支部さんが、大阪に集うということで、私たちの活動のなかでも、市町村格差がいつも話題になって、やはり市町村の力があるという悪いのですが、大阪府下で体制整備が同じではないというところに、いつも心を痛めています。育てにくい子を持っている当事者としては、ずっと前から養護者虐待が多いのは、やはり家族支援がないからで、福祉

サービスというのはどんどんできて、当事者、障がいのある人に当たっていくので、私たちが代弁者としてサービスを求めても、「親が楽をしたいんじゃないのか」という、辛くなるようなことを言われたりすることがあるので、そうではなくて、家族支援を充実させてほしいということを要望しています。

ちょうどヤングケアラーが話題になったので、今回の計画に、ようやくヤングケアラーを含む家族支援体制ということで、「重層的支援体制整備事業」という文言が入れられるというようなことを聞いたので、市町村でもそういうふうに、ヤングケアラーというか、家族支援に少し力を注いでいただくと、養護者虐待が減るのではないかとということで、私たちができることは微力ですが、市町村で会があるところでは、無料で相談会をやったりとか、活動を細々と続けているところですよ。以上です。

#### ○委員

忠岡町の地域福祉課です。今日は、貴重な時間、どうもありがとうございました。本町におきましては、小さい町で、昨年の障がい者の虐待の通報が、警察からだいたい3~4件ぐらいあったのですけれども。内容をいろいろ調べていきますと、実際夫婦げんかみたいな感じで、ただ、どこまでが本当かというのはわかりませんので、われわれも、通報を受けるとすぐに家のほうに出向いて話を聞くと。結局、時間が過ぎると、夫婦げんかはおさまっていたという場合なのですけれども。これが、いつ虐待のほうに発展するのかわからないというところで、気は抜けないのかなと思っております。

また、先ほど委員からもお話しがありましたが、うちのケースでいきますと、児童のデイサービスに通っているお子さんが、やはりお母さんの気を引きたいということで、「指導員にたたかれた」という相談をお母さんから受けたと。実際、事業所並びに関係するところ、例えば、計画相談であったりとか、公立の幼稚園の状況であったりとか、そういうところの機関を集めて、いろいろ調査を掛けて、だいたい半年かかってやっと答えがわかったのですが、それは、子どもさんが嘘をついていたということに至ったのです。ただ、これは、嘘でよかったのですが、これも、油断をすれば虐待になりかねないのかなというところで、市町村としては注意を払っていきたいと思っております。以上です。

#### ○委員

弁護士会です。個人の活動と、組織としての活動についてご報告をします。個人でいうと、今年度は、府の現任者向け研修に三日対応させていただきまして、時間は結構大変だったのですけれども。ただ、見ていると、現任者の方々は、研修ですごく活発に議論をされていて、「ああ、こういうところまで虐待の対応も来たんだな」と感慨深く思いました。

団体のほうですが、弁護士会では、定期的に研修をやっています。われわれは、ずっと虐待対応のアドバイザーを派遣していますが、そのアドバイザーになる人を育成しないといけないので、定期的にその研修をしています。今年は特に、令和5年の夏に手引きの改定がありましたので、手引きの改定も含めた研修をやったりしておりました。あとは、委員に出していただいた研修を弁護士会でやったのですけれども。事業所のなかにある虐待防止委員会が何をしているのかが、弁護士側がよくわかっていない、わかっていないとアドバイスはできないということで、きちんとわかっている人を呼ぼうという話になって委員に出していただいて、虐待防止委員会の取組みについて、非常に興味深いご報



告をいただきました。弁護士も非常に勉強になったし、事業所や包括とか基幹の人とか、いろいろな関係者の方も聞きにこられて、「非常に勉強になった」と言っていたので、企画して本当によかったなと思いました。また来年度もなんらかの企画をしたいと思っています。引き続きよろしくお願いいたします。

#### ○委員

大阪府精神障害者家族会連合会です。虐待防止のことをいろいろお聞きしましたが、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法では、医療機関、教育機関、官公庁などが、虐待防止義務、虐待を発見した従事者の通報義務の対象には入っていませんでした。**2022年12月**に精神保健福祉法改正で、精神科病院について、虐待防止義務・通報義務が定められたということで、一応一歩前進と思えますが、まだまだ病院内での虐待が、次から次へと起こっております。

私どもは、精神障害者家族会の全国組織の「みんなねっと」では、「近畿ブロック家族の集い in 大阪・奈良・滋賀」等におきまして、家族会の者が集まり、精神科病院での虐待事件、「過去から現在まで繰り返される」精神科病院での人権侵害」というテーマで、考え合い、学び合い、今後、家族会としてどう行動していくかを協議しております。そこには、NPO法人、大阪精神医療センターの方、弁護士会の方、関係機関の協力のもとに、家族会としてどうするか、いろいろ考えております。

さかのぼりましては、**1993年**の大和川事件に発しまして、**2001年**の箕面ヶ丘病院、最近では、**2020年3月**の神戸・神出病院事件、東大阪市阪本病院事件、**2023年2月**には東京八王子市滝山病院事件と、次から次と、私たち家族が胸が痛くなる事件が起こっております。今後、いろいろなことで、大阪精神医療センターの方や弁護士さんの助言をいただき、協議いただき、学んで、家族会としてどう動いていくかを理事会でも話し合って行動していくことに決めております。

虐待防止や施設での虐待等について、いろいろ制度が進み環境も整ってきておりますが、病院内での虐待というのは、すごく閉ざされた病院内での虐待ですので、NHKのルポルタージュでも報道されたりしていますが、皆さまも、そのことに関心を持っていただいて、同じように虐待がなくなるように協力していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○委員

大阪府警察本部人身安全対策室です。どうぞよろしくお願いいたします。私がいます人身安全対策室というのは、聞き慣れない言葉かと思うのですが、所管している業務は、ストーカー事案やDV事案、高齢者・障がい者の虐待事案、行方不明事案、こういった事案を担当している部署となっております。

それでは、大阪府警が対応しております障がい者虐待の現状と取組みについて説明させていただきます。まず、現状の部分ですが、統計数値という形で説明させていただきます。警察での統計数値については、年度ではなく年で集計しておりますので、あらかじめご承知願います。令和4年中の大阪府下の障がい者虐待事案の対応件数は**1,525**件で、令和3年と比較しますとプラス**186**件で**13.9%**の増加ということで、過去最高を更新しております。令和5年中につきましては、まだ確定

値は出ておりませんが、令和4年中の件数とほぼ横ばいで推移ということで、非常に高水準で推移しているという状況になります。

次に取組みの部分です。警察では、増加の一途をたどる障がい者虐待事案の対応に際しまして、何よりも初動対応が最も重要と考えておりまして、本部のほうに初動支援班を設置して、既に7～8年経ちますが、警察署員と本部員が連携を密にするという体制をとっております。といいますのは、この種の事案を取り扱うのは、府下 66 箇所の警察署が事案を取り扱ひまして、その取り扱った事案は全件が本部に報告が上がってきます。本部の担当者が、すべて内容を確認して、警察署のといった対応がこれで問題がないのかという、検証まではいかないのですが確認を行っております。先ほど守口市さんが発表したレビュー会議の評価というのとは、ちょっとあれなのですが、やはり客観的な目で見るとするのは非常に大切で、警察内にはなるのですが、警察署がといった対応を本部が客観的な目で見ると、もう一步踏み込んだ対応がとれなかったのかというところ、もし、そういった対応がとれるのであれば、本部から警察署のほうに指導をするという体制を構築しております。ただ、「やれ、やれ」と言っても、警察署はどうしても人が少ないので、そういった場合は、必要に応じて本部のほうからスポット支援ということで行くような体制をとり、加害者の検挙対策や被害者の保護対策をずっと推進しているような状況になります。

大阪府警としましても、今後、関係機関との連携というのは非常に重要と考えておりますので、こういった部会を通じてになると思いますが、連携を密にさせていただき、一人でも被害者の方をなくすということに努めてまいりたいと思います。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。以上となります。

#### ○部会長

ありがとうございました。委員の皆さま、時間を守っていただきまして、ありがとうございました。もう少しだけ時間がございます。もし、何か補足がございましたら、ご発言いただけるかと思いますが、言いたいことは言いましたでしょうか。大丈夫ですか。「3分以内で」と言ったので、プレッシャーだったかもしれませんが、大丈夫ですか。補足、よろしいですか。

では、全体を通じて、今のそれぞれご発言をいただいたなかで、もう少しここを詳しく聞きたいということでのご質問等もあれば、委員の皆さままで、どなたにどのような質問かを言っていただければと思いますが、いかがですか。せっかくの情報共有の場と連携の場なので、ぜひ、質問なり、あるいは「こういったことは連携できないだろうか」ということでも結構かと思うのですが、いかがでしょうか。特に大丈夫ですか。弁護士会さんのほうで、この委員会の取組みについてということで、委員のほうにお話いただいたのは、非常に有益なことだろうなと思っておりますので、こういった形のものはずごく大事なかなと思っております。はい。ありがとうございます。

あと、せっかくですので、何か、大丈夫ですか。はい。では、お願ひいたします。

#### ○委員

先ほど施設虐待の分で、委員から出ていたのですけれども。グレーなところとかということで、虐待認定をしなかったところで、吹田市でも何件かあるのですけれども。大きいところではなくて、日中と

かになるのですが、管理者とか、そこが絡んでいるようなケースで、その事実を認めない。ほかの職員全員に聞き取りをするのですが、そこでは、「そういうのは聞いたような気がする」とか、そこも本当のことを言っているのかわからないとか。結局、その事案が身体的虐待とかであれば、明らかに医師とかに、人に殴られた跡であるとかを診てもらうことになるのですが、心理的虐待とかとなったときに、組織ぐるみでとなっているのかどうかかわからないのですが、なかなかそこは認めない。

よくあるのは、内部通報とかで、そのトップに聞いたら、「やりました」とか、「そんなふうには言ったつもりはないけども、そう言ったような気がします」とかと認めるので、なるのですが、そういったところがすごく。結局、市としても、内部の指導監査の部局と、大阪府に報告をするときに、虐待事案ではないと出さざるを得ないというようなところがあるので、そういったときの観点で、委員に法的に、客観的な根拠が何もないのです。一応通報なのですが、養護者のほうが、精神の特性とかで信憑性が持てないと。ただ、ちょっと怪しいなどなっても、なかなか施設側が認めないというときの判断というのが、本当にそれでいいのかと判断はすごく迷うのですが、結局、「ちょっと出せないのかな」というふうになるケースが、僕もいくつか内部ではあって、だいぶ議論はしたのですけれども。そういったときは、どう判断すべきなのかというのは少し迷うときに、すみません。

#### ○委員

難しいですね。まさに密室だということになるのですけれど。ただ、市町村と都道府県には、いろいろな調査権限があるわけですから、それを尽くして、証言を取るというだけではなくて、書類をきちんと見る、あるべき書類がつくられているかを見るということも大事なだろうと思うのです。やはり虐待が起こるようなところとか、管理がきちんとできていないところになればなるほど、あるべき書類がつくられていないということにもなりますので、そういう不備を、一つ一つ丁寧に拾っていくということも重要なのかなと。当該虐待の認定にはつながらなくても、当該施設の改善にはつながるでしょうし、将来の虐待の防止にはなるのかなと思います。なかなか難しいところだとは思いますが。

#### ○部会長

そうですね。なかなか難しいと。今後の抑止力にはなるというところは、一つポイントかなと思いますけれども。でも、その方が虐待を受けているとすれば、それは、そのまま見過ごしていいのかという話にもなってくるので、なかなか難しいところではあるかなと思います。あと、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、委員の皆さまから、障がい者虐待防止について、いろいろな貴重なご意見・ご助言を伺いました。本日の部会でいただいたご意見等については、事務局で整理したものを共有していただくとして、大阪府及び各市町村、各関係機関における事業推進の検討にご活用いただければと思います。重ねて、守口市さん、今日は本当にありがとうございました。お礼申し上げたいと思います。

それでは、以上で、本日の議題についてはすべて終了いたしました。議事を事務局にお返しいたします。

○事務局

委員の皆さまには、長時間にわたる熱心なご議論と、貴重なご意見を賜り、厚く御礼を申し上げます。これもちまして、「令和5年度大阪府障がい者自立支援協議会 障がい者虐待防止推進部会」を閉会いたします。本日は、本当にありがとうございました。